

自己評価実施要項

高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）

（平成16年度実施分）

平成16年5月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この自己評価実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成１６年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）において、対象校が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は、第１章、第２章、第３章、第４章からなります。

「第１章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象及び内容等」では、機構が行う本評価の基本的な内容等を記載しています。

「第２章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の自己評価の方法等」、「第３章 選択的評価事項の自己評価の方法等」及び「第４章 自己評価書等の作成及び提出方法」では、各対象校が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

なお、巻末には、平成１６年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の基本的な枠組を理解していただくため、別途機構で作成している『高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）実施大綱』を掲載しています。

各対象校においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに	-----	
第 1 章	高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象及び内容等	
対象校	-----	1
実施時期	-----	1
評価の内容	-----	1
第 2 章	高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の自己評価の方法等	
「目的」		
1 「目的」と高等専門学校評価基準	-----	3
2 「目的」の記述に当たっての留意事項	-----	3
基準ごとの自己評価		
1 基準ごとの自己評価のプロセス	-----	5
2 基本的な観点及び独自に設定する観点	-----	5
3 観点ごとの自己評価	-----	5
4 「優れた点」及び「改善を要する点」の記述	-----	6
5 基準を満たしているかどうかの判断について	-----	6
第 3 章	選択的評価事項の自己評価の方法等	
「目的」		
1 「目的」と選択的評価事項における基準	-----	7
2 「目的」の記述に当たっての留意事項	-----	7
選択的評価事項における基準ごとの自己評価	-----	7
第 4 章	自己評価書等の作成及び提出方法	
自己評価書の構成	-----	9
自己評価書の作成方法		
1 対象校の現況及び特徴	-----	9
2 目的	-----	10
3 基準ごとの自己評価	-----	10
自己評価書の提出方法	-----	11
別 紙 1	基準及び自己評価の根拠となるデータ等	13
別 紙 2	自己評価書様式及び記述例	29
別 紙 3	平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の 評価対象校一覧	37
別 紙 4	平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の スケジュール	38
参考資料 1	評価報告書イメージ	39
参考資料 2	高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）実施大綱	40

第 1 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象及び内容等

本章は、機構が平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（以下、「高専認証評価」という。）（試行的評価）について、機構が行う評価の対象及び内容等について記載したものであり、「対象校」、「実施時期」及び「評価の内容」から構成されています。

対象校

国・公・私立高等専門学校のうち、学校長から評価の要請のあった高等専門学校（以下「対象校」という。）を対象とし、対象校の組織全体を単位として実施します。

（別紙 3「平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価対象校一覧」（37 頁）参照）

実施時期

平成 16 年 3 月末	対象校への説明会の実施
平成 16 年 7 月末	対象校から自己評価書の提出
平成 16 年 8 月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成 16 年 12 月	評価結果を確定する前に当該対象校に通知
平成 17 年 1 月上旬	対象校から意見の申立て
平成 17 年 1 月下旬	評価結果の確定、公表

（注） 評価全体のスケジュールは、別紙 4「平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）のスケジュール」（38 頁）に示すとおりです。

評価の内容

本評価においては、各高等専門学校の教育活動等や管理運営及び財務の総合的な状況を対象にして、機構の設定する「高等専門学校評価基準」に掲げる基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行います。

なお、選択的評価事項については、当該事項の評価を希望する高等専門学校のみを対象に、各対象校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価を行います。

（本要項 別紙 1「基準及び自己評価の根拠となるデータ等」（13～28 頁）にも、別冊「高等専門学校評価基準」に掲げる基準が掲載されています。）

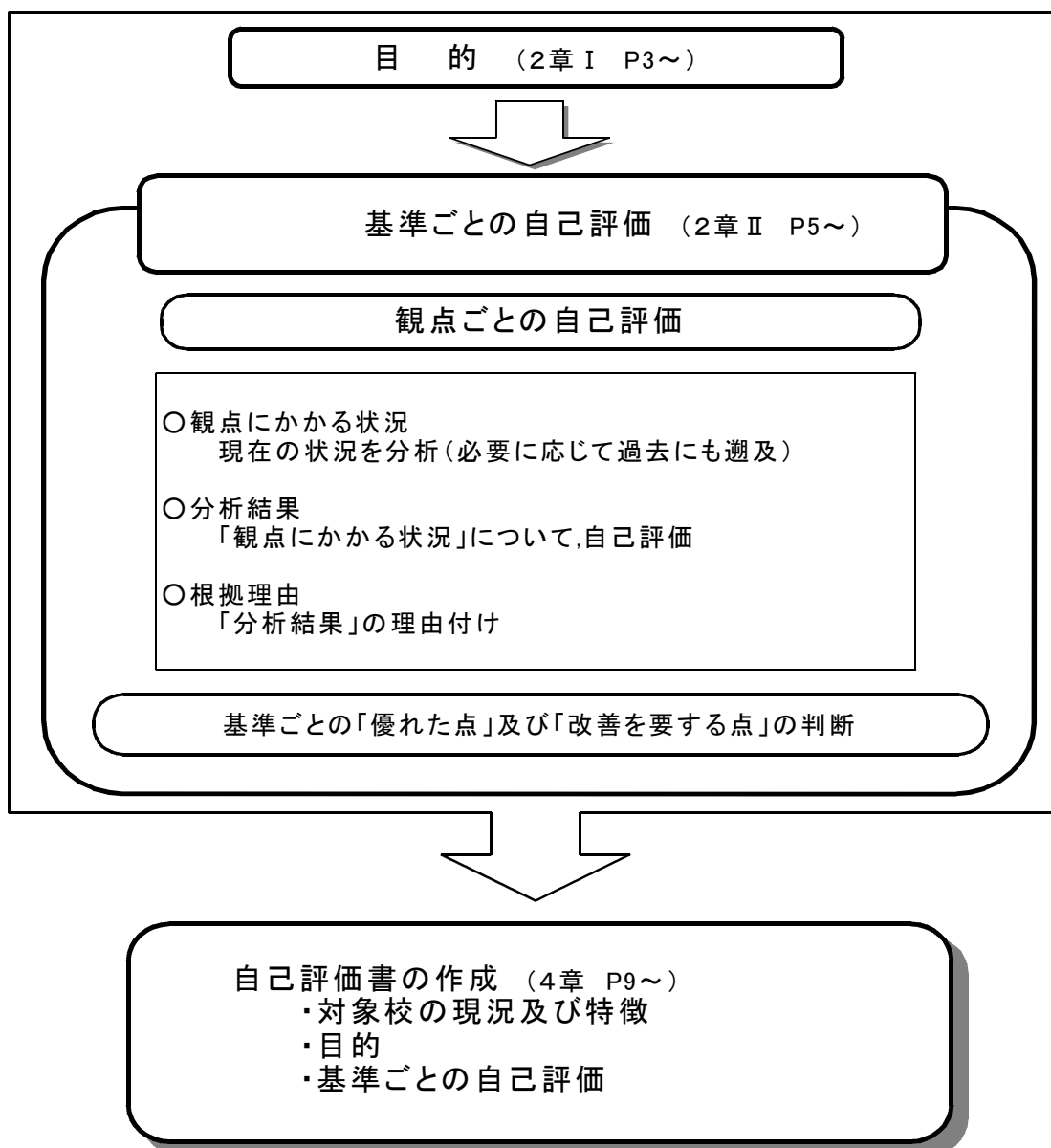
第2章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の自己評価の方法等

本章は、機構の評価の前提として対象校が行う自己評価の具体的方法等について記載したものであり、『「目的」』及び『基準ごとの自己評価』から構成されています。

機構が行う高等専門学校の総合的状況に関する評価においては、対象校が行う自己評価が重要な位置を占めています。

対象校においては、機構の設定する高等専門学校評価基準に基づき、各校の「目的」を踏まえた自己評価を基準1～11ごとに実施してください。

自己評価のプロセス



「目的」

1 「目的」と高等専門学校評価基準

機構の実施する高専認証評価は、実施大綱の「(1) 評価基準に基づく評価 (2) 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価」(参考資料2 参照)のとおり、機構の設定する高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行います。基準の内容は高等専門学校の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて評価を行うよう配慮されています。

そのため、本評価の実施に当たっては、各高等専門学校が各校の「目的」を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この「目的」を踏まえることにより各校の個性や特色が評価に反映されることとなります。

2 「目的」の記述に当たっての留意事項

各高等専門学校の「目的」の記述に際しては、次のことに留意してください。

(1) 「目的」の意義

本評価における各高等専門学校の「目的」とは、高等専門学校の使命、教育活動等を行うに当たっての基本方針、教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容などをいいます。

「目的」の記述に当たっては、このことを踏まえ各校が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、各校の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

(2) 「目的」と基準との関係

評価においては、基準ごとに各校の「目的」を踏まえ、これに照らした取組状況等を評価し、基準を満たしているかどうかの判断をすることとなります。このため、「目的」の記述に当たっては、適切な自己評価を行うことができるよう、基準との関係に留意してください。

(3) 高等専門学校として期間を定めた目標等を有する場合の記述

各高等専門学校がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その目標等の達成状況などを評価に反映させることも可能です。その際には、この目標等の基本的な内容を「目的」として位置付け、整理・記述することが必要です。

(4) 準学士課程・専攻科課程及び学科・専攻ごとの独自の「目的」がある場合の記述

「目的」は、準学士課程や専攻科課程に共通のものだけでなく、準学士課程・専攻科課程ごとに独自のものがある場合には、先ず共通のものを記述した上で、準学士課程・専攻科課程ごとに独自の「目的」を記述してください。(準学士課程において学科ごとに「目的」がある場合や、専攻科課程において専攻ごとに「目的」がある場合も、同様にしてください。)

(5) 箇条書き等簡潔な記述

「目的」の記述に当たっては、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするようにしてください。なお、字数は4,000字以内にしてください。(別紙2「自己評価書様式及び記述例」(32頁)参照)

基準ごとの自己評価

1 基準ごとの自己評価のプロセス

自己評価は、別冊「高等専門学校評価基準」に示された基準ごとに、「観点ごとの自己評価」の実施、「優れた点」及び「改善を要する点」の抽出の流れで行います。

なお、評価は、教育活動等のアウトカム、アウトプット（達成を示す成果等）について行う基準と、インプット（組織編成及び人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程、教育環境及び提供するサービスの展開）について評価する基準がありますので、留意してください。

2 基本的な観点及び独自に設定する観点

(1) 基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された基本的な観点に従って各対象校の教育活動等を分析する必要があります。高等専門学校評価基準に示した「基本的な観点」は、当該基準を満たしているかどうかを判断するために機構として必要と考えているものであることから、各校においては、基本的な観点に従って分析を行ってください。

(2) 機構が示した基本的な観定のほかに、基準を満たしているかどうかを判断する上で、各対象校の状況や目的に応じて独自の観定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観定を適切に盛り込んでください。

3 観点ごとの自己評価

(1) 機構が基準ごとに定めた基本的な観定及び各校が独自に設定した観定の自己評価に当たっては、観点ごとに、「観定にかかる状況」、「分析結果」、「根拠理由」を記述します。

（ただし、観点1-1- 及び については「分析結果」及び「根拠理由」を記述する必要はありません。）

「観定にかかる状況」は、機構への自己評価書提出時までに自己評価の可能な「現在の状況」の分析を記述してください。ただし、取組や活動の内容等について、現在に至るまでの過去の状況（おおむね過去5年程度）を含めて記述するなど、それぞれの状況に応じて適切に判断してください。

なお、各観定に関して、各高等専門学校がその「目的」を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。またそれにより各対象校の個性や特色を表すことができます。

「分析結果」は、対象校の「観点にかかる状況」についての自己評価の結果を、「優れている」、「相応である」、「一部問題がある」、「問題がある」の4段階で記述してください。

「根拠理由」は、「分析結果」を導いた理由を、根拠となる資料・データ等を示しつつ記述します。

- (2) 各基準について、別紙1「基準及び自己評価の根拠となるデータ等」(13～28頁)を添付してあります。ここに記載しているデータ等は、基準に示された基本的な観点に従って自己評価を行う際に必要と考えられるものを例示してありますので、適宜、利用してください。また、このほか、各対象校の「目的」に沿って、独自のデータ等を利用することも可能です。
- (3) 各基準の自己評価に当たって、基準5以外の観点においても準学士課程・専攻科課程ごとに自己評価を行う必要があると対象校が判断した場合には、課程ごとに「観点にかかる状況」、「分析結果」、「根拠理由」の順で記述してください。また、各課程の中でさらに学科・専攻ごとの記述が必要な場合には、「観点にかかる状況」の中で適宜記述し、「分析結果」及び「根拠理由」については、課程ごとにまとめて行ってください。(別紙2「自己評価書様式及び記述例」(35頁)参照)

4 「優れた点」及び「改善を要する点」の記述

基準ごとに観点の評価の中から、「目的」を踏まえて、特に重要な点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出し記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

5 基準を満たしているかどうかの判断について

自己評価では、基準を満たしているかどうかの判断をする必要はありません。この判断は、機構で行う評価において、「基本的な観点」及び「独自に設定する観点」の分析の状況を総合して行うものです。したがって、一部に「問題がある」と分析された観点があっても、これが直ちに当該基準全体を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません。

第3章 選択的評価事項の自己評価の方法等

選択的評価事項には、「研究目的の達成状況」と「正規課程以外の教育サービスの状況」の2つの基準が設定されています。高専認証評価において、基準1～11は全ての高等専門学校について対象としていますが、この2つの基準は、各高等専門学校の「目的」に照らして、対象校自らが重要とみなす場合に限り、各高等専門学校の申請に基づき選択的基準として評価を行います。

なお、選択的評価事項においては、他の基準1～11とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、基準に照らした各高等専門学校の「目的」の達成状況等を評価します。

本章は、機構の評価の前提として対象校が行う選択的評価事項の自己評価の具体的方法等について記載したものであり、『「目的」』及び『選択的評価事項における基準ごとの自己評価』から構成されています。

対象校においては、機構の設定する高等専門学校評価基準の選択的評価事項に基づき、各校の「目的」を踏まえた自己評価をそれぞれの基準ごとに実施してください。

「目的」

1 「目的」と選択的評価事項における基準

基本的には第2章の 1 に準じますが、機構は基準を満たしているかどうかについての判断は行わず、基準に照らした対象校の「目的」の達成度を「十分達成している」、「おおむね達成している」、「やや不十分な達成状況である」、「不十分な達成状況である」の4段階で評価します。

2 「目的」の記述に当たっての留意事項

選択的評価事項における「目的」の記述に当たっては、各対象校が有する目的のうち、評価を申請する事項に対応するものを記述してください。（別紙2「自己評価書様式及び記述例」32頁（2）参照）

なお、選択的評価事項においては、基準に照らした対象校の「目的」の達成状況等を評価することから、当該基準にかかる「目的」が重要な位置を占めることになりますので、基準及び観点ごとの自己評価に当たっては、より具体的かつ明確に記述してください。（別紙2 36頁（1）関係）

選択的評価事項における基準ごとの自己評価

自己評価は、各校が評価を希望する選択的評価事項に示された基準ごとに、「観点ごとの自己評価」の実施、「優れた点」及び「改善を要する点」の抽出の流れで行います。

選択的評価事項では達成状況等を評価することから，どのような指標や客観的データを含む根拠資料が必要なのかを考慮しつつ，基準に照らした各高等専門学校の「目的」の達成状況が明らかになるように取組等を記述してください。

なお，自己評価のプロセスについては，第2章の の1～4に準ずるため，これらを参照してください。

第4章 自己評価書等の作成及び提出方法

本章は、機構の評価の前提として対象校が行う自己評価書等の作成及び提出方法について記載したものであり、「自己評価書の構成」、「自己評価書の作成方法」及び「自己評価書の提出方法」から構成されています。

自己評価は、基準ごとに対象校の組織全体として、また、必要に応じて準学士課程・専攻科課程ごとに行うこととしておりますので、自己評価書等の作成も同様の区分で行うことになります。

自己評価書の構成

自己評価書は、次に掲げる事項により構成されていますので、別紙2「自己評価書様式及び記入例」(29～36頁)を参照の上、作成してください。

- 1 対象校の現況及び特徴
- 2 目的
- 3 基準ごとの自己評価

自己評価書の作成方法

1 対象校の現況及び特徴

(1) この「対象校の現況及び特徴」は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、対象校の現況及び特徴を社会に分かりやすく紹介するためのものです。

(2) この趣旨を踏まえ、ここでは、対象校の「現況」及び「特徴」の2項目で構成し、簡潔に2,000字以内で記述してください。

(3) 「現況」(平成16年5月1日現在)は、次の内容について記述してください。

対象校名

所在地

準学士課程における学科構成(専攻科課程がある場合は、専攻の構成を含む。)

準学士課程(専攻科課程がある場合は、これを含む。)の学生数及び教員数(教員数は、休職や長期海外渡航者を除く専任教員(教授、助教授、講師、助手)の現員)

(4) 「特徴」については、対象校の沿革・理念を踏まえ、また目的の背景となる考え方も含め、対象校の特徴が表れるように記述してください。

(5) 記述内容は、平成16年5月1日現在で記述してください。

2 目的

(1) ここでは、第2章の「目的」を踏まえ、各対象校における目的を簡潔に4,000字以内で記述してください。なお、その際、項立てしたり、箇条書きにするなど分かりやすく記述してください。

(2) 記述内容は、原則として原文のまま評価報告書に掲載し、公表します。

(3) 「目的」に、高等専門学校の使命、教育活動等を行うに当たっての基本方針、教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容などが含まれていないと判断される場合には、再提出を求めることがあります。

3 基準ごとの自己評価

(1) ここでは、第2章の「基準ごとの自己評価」及び第3章の「選択的評価事項における基準ごとの自己評価」により行った「観点ごとの自己評価」及び当該基準全体としての「優れた点」、「改善を要する点」を、基準ごとに原則として3,000字以内（「選択的評価事項」については、基準ごとに原則として5,000字以内）で記述してください。

ただし、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。

また、基準によって、「基本的な観点」の数異なるものもありますので、上記の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、「基準ごとの自己評価」の全体の字数（11基準×3,000字以内＝原則として33,000字以内）（「選択的評価事項」については、その全体の字数（1～2基準×5,000字以内＝原則として5,000～10,000字以内））の範囲で、調整して記述することもできます。

なお、この字数制限を超える場合は、別途機構にご相談ください。

(2) 「基準ごとの自己評価」及び「選択的評価事項における基準ごとの自己評価」結果の記述構成は、次のようにしてください。

「自己評価」は、「観点ごとの自己評価」（*1）、当該基準全体としての「優れた点及び改善を要する点」（*2）の2項目で構成してください。

「観点ごとの自己評価」は、「観点にかかる状況」、「分析結果」、「根拠理由」の3項目で構成してください。

（*1）（*2）記述内容は、第2章の「3 観点ごとの自己評価」及び『4 「優れた点」及び「改善を要する点」の記述』を参照してください。

- (3) 「観点ごとの自己評価」を記述する際の根拠となる資料・データ等の示し方は、次のようにしてください。

データ等は、原則として、全て「観点にかかる状況」の本文中に抽出した事項との関係が容易に確認できる位置に記載（コピーの貼り付け、差込でも可。資料別添の方式はとらない。）してください（別紙2「自己評価書様式及び記述例」（33～34頁）参照）。その場合、本文中のデータ等には、その名称や出典を必ず明示するようにしてください。

データ等は、対象校で作成した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書の該当部分なども活用してください。

機構の評価に当たり、本文中に記載されたデータ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合や、データの分量が多い場合であって、本文中の文章が分かりにくくなるような場合は、別途機構にご相談ください。

自己評価書の提出方法

- 1 自己評価書は、A4縦型の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上には対象校名を記入の上、電子媒体とともに書面（両面印刷）で10部提出してください。

なお、電子媒体の作成に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 電子媒体は、3.5インチFD（2HD型、Windows 1.44MBフォーマット）、MO又はCD-Rで提出してください。
- (2) 自己評価書の様式については、機構が指定・配付するファイル（一太郎版及びMS-Word版を用意しています。）を使用してください。なお、指定した形式により作成できない場合は、別途機構にご相談ください。
- (3) 電子媒体には、対象校名を記入するとともに、「高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）」と記入してください。
- (4) 電子媒体で提出する自己評価書データについては、次の点に注意してください。

外字は使用しないでください。

漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。

（例）○付き数字、ローマ数字、単位記号、省略文字、囲み数字など

人名などでJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

数式、化学式は、作成者の責任において適宜表記してください。

- 2 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

- 3 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「対象校の現況及び特徴」,「目的」について , 指定した分量を超える場合には , 再提出を求めています。

別紙 1

基準及び自己評価の根拠となるデータ等

ここに記載されているデータ等は、各基準に示された基本的な観点に従って自己評価を行う際に必要と考えられるものを例示してありますので、適宜、利用してください。その他、各対象校の「目的」に沿って、独自のデータ等を利用することも可能です。

基準 1 高等専門学校 の目的

1 - 1

高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育活動等を行うに当たっての基本的な方針、教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容など）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものでないこと。

目的が具体的かつ明確に定められているか。

目的が、学校教育法第70条の2（高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。）に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

・各高専の使命、教育理念や教育方針、教育目標等（明文化されたもの）

1 - 2

目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

・教育目的等が明記された学生便覧等、学生が随時携行・参照する冊子の該当箇所
・教育目的等が明記された教職員用の冊子の該当箇所
・授業、教職員会議等で周知のための取組がなされている場合、その議事録等、第三者が明確に判断できるもの
・新入生ガイダンス、新任教員研修等での周知の記録や資料等
・周知の程度や効果を示すもの（教職員及び学生の認知度アンケート結果等）

目的が、社会に広く公表されているか。

・教育目的等が明記された学校概要等の冊子の該当箇所
・ホームページの掲載箇所
・入試説明会、ガイダンス等で周知された場合、そのパンフレット等、第三者が明確に判断できるもの
・公表の程度や効果を示すもの（冊子等の配付先・配付数、ホームページの利用状況等）

基準 2 教育組織（実施体制）

2 - 1

学校の教育に係る基本的な組織構成（学科及び専攻科）が、目的に照らして適切なものであること。

学科及び専攻科が設置されている学校にあっては専攻科が、教育の目的に沿って体系的に編成されているか。

・ 準学士課程の学科構成及び専攻科課程の専攻構成が分かる資料

センター等が設置されている場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

・ センター等組織体制図 ・ センター等の活用実績 ・ センター等の設置目的が明記された刊行物等
--

2 - 2

教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

教育課程全体を企画・調整するための体制が適切に整備され、機能しているか。
一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われているか。
教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

・ 当該目的のための委員会等組織図・運営規則とその活動が明確に判断できる議事録等 ・ 教職員会議等で行っている場合は、その議事録等、第三者が内容を明確に判断できるもの ・ 授業時間割表 ・ 学生課等事務組織図と役割分担
--

基準 3 教員

3 - 1

教育課程を遂行するために必要な教員等が適切に配置されていること。

一般科目及び専門科目を担当するために適切な教員の配置等が行われているか。

・科目別教員配置状況及び教員の専門分野一覧

学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（均衡ある年齢構成や教員のキャリアへの配慮など）が講じられているか。

・教員年齢構成一覧表 ・教員の学位，留学，企業勤務経験などのキャリア形成の状況や分布が分かる資料 ・優秀教員評価制度等があれば，その概要
--

3 - 2

教員の採用及び昇格等に当たって，適切な基準が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。

教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。

・教員採用基準，昇格基準 ・過去 5 年程度の適用例一覧

3 - 3

教員等の教育活動を評価し，改善するための体制が整備され，機能していること。

教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。

・授業評価アンケート等の実施状況 ・教育活動に関する自己評価の実施状況 ・内部評価委員会の活動実績と規程，議事録等，第三者が内容を明確に判断できるもの

教員の教育活動に関する評価に基づき，その質の向上を図るためのシステムが整備され機能しているか。

・評価結果を改善策に結び付ける仕組みを示す資料等

基準 4 学生の受入

4 - 1

教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表されていること。

教育目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の構成員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ アドミッション・ポリシー本文・ アドミッション・ポリシー策定時の会議議事録等・ 内容が公表されている刊行物・ ホームページ該当部分・ 公表・周知の程度や効果を示すもの（刊行物の配付先・配付数，ホームページの利用状況等） |
|---|

4 - 2

入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。

入学者の選抜がアドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施されているか。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 入学者選抜要項・ 過去 5 年程度の推薦入試等における入試問題・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図るための会議議事録等 |
|---|

4 - 3

実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 過去 5 年の入学定員，志願者数，受験者数，合格者数，入学者数の一覧 |
|--|

基準 5 教育内容及び方法

< 準学士課程 >

5 - 1

教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。

教育の目的に照らして，授業科目が学年ごとに適切に配置され，内容的な体系性が確保されているか。

- | |
|---|
| ・ 授業科目（一般科目及び専門科目）の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）やその内容が分かる資料（授業時間割等） |
|---|

授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
授業科目について，シラバスが適切に整備され，活用されているか。

- | |
|--|
| ・ 授業科目案内，履修要項，シラバス，学生による授業評価など授業内容が分かる資料 |
|--|

5 - 2

教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

各科目の授業形態が授業科目の目標を十分実現できるものであるか。
教育内容に応じて，学生の授業に対する理解を助け，意欲の増進を図るために，教材や授業方法・形態の工夫（少人数授業，情報機器を活用した授業など）がなされているか。

- | |
|---|
| ・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項など授業形態等（講義・実習）が分かる資料
・ 受講学生数（履修学生数）が分かる資料
・ 教材，学生アンケートなど（授業方法・形態等に工夫がなされた授業に関するもの） |
|---|

創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

- | |
|---|
| ・ PBLなどの方法を用いた授業数，受講者数など，また，その内容（課題例など）のサンプル
・ インターンシップ実施要項，提携企業，派遣・単位認定実績など |
|---|

5 - 3

成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

成績評価基準や進級・卒業認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。

- | |
|---|
| ・ 基準の設定がなされていることを明示するものとしての学則，内規などの規則（仮進級規則があれば，これを含む。）
・ それが学生に周知されていることを示すものとして，学生便覧，シラバス，オリエンテーション時の配付資料などの該当部分 |
|---|

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。

- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示されたシラバスの該当部分
- ・成績認定，単位認定，進級認定，(学年)修了認定の実施状況を示す資料等
- ・単位認定された学生の試験の解答など
- ・成績評価の分布表

5 - 4

人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

- ・ホームルーム・生活指導等の実施状況や内容を示す資料として、授業時間割，配付資料，学校行事の実績や計画（行事一覧表，個々のプログラムなど），学生会活動，クラブ活動等の体制（顧問の配置や活動時間など）及び実績等

< 専攻科課程 >

5 - 5

教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。

準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され，内容的な体系性が確保されているか。

授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され，事前に行う準備学習，教育方法や内容，達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され，活用されているか。

- ・授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）やその内容が分かる資料として，学生便覧，授業科目案内，履修要項，シラバス，学生による授業評価など

学問的動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（インターンシップによる単位認定，補充教育体制の整備など）となっているか。

- ・インターンシップ実施要項，提携企業，派遣・単位認定実績など
- ・補習授業などの開設状況・受講者数など

5 - 6

教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。

- ・学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項など授業形態（講義・実習）が分かる資料

教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫（少人数授業、情報機器を活用した授業など）がなされているか。

- ・授業科目案内、履修要項、シラバス、受講学生数（履修学生数）など
- ・教材、学生アンケートなど（授業方法・形態等に工夫がなされた授業に関するもの）

創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

- ・PBLなどの方法を用いた授業数、受講者数など、また、その内容（課題例など）のサンプル
- ・インターンシップ実施要項、提携企業、派遣・単位認定実績など

5 - 7

研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

専攻科で修学するにふさわしい研究指導（技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導など）が行われているか。

- ・学生の教育・研究に関わる技術職員の配置一覧、指導体制・研究テーマ決定に関する取り決め（内規、申合せなど）、研究指導のスケジュール表

5 - 8

成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

- ・基準の設定がなされていることを明示するものとしての学則、内規などの規則
- ・それが学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料などの該当部分

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示されたシラバスの該当部分
- ・成績認定、単位認定、進級認定、（学年）修了認定の実施状況を示す資料等
- ・単位認定された学生の試験の解答など
- ・成績評価の分布表

基準 6 教育の成果

6 - 1

教育の目的において意図している，学生に身につけさせる学力，資質・能力や養成する人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

各学年や卒業（修了）時などにおいて学生に身につけさせる学力や資質・能力，養成する人材像について，単位取得，進級，卒業（修了）時の状況，就職や進学といった卒業・修了後の進路の状況及び資格取得の状況などの面，あるいは卒業研究，卒業制作などの内容・水準の面から判断して，教育の実績や効果が上がっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 過去 5 年程度の単位取得率，進級率，卒業率，就職率，進学率，就職先，進学先，資格取得者数，各種コンペ等の受賞数・ 成績評価の分布表・ 卒業研究，卒業制作 |
|---|

学生が行う授業評価結果や学習達成度評価等から判断して，学校の意図する教育の効果が上がっているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学生又は卒業生による授業評価，学習達成度に関するアンケート調査資料等 |
|--|

卒業（修了）生や進路先などの関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。
また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されていればその該当部分・ 企業訪問などで意見聴取が行われていればその資料など |
|---|

基準 7 学生支援等

7 - 1

学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。

学習を進める上でのガイダンス等が整備され，適切に実施されているか。

・ガイダンスの概況，内容を示す資料（担当者，対象者別実施回数，配付資料など）
--

学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

・オフィシアワー一覧表，学生への周知状況（刊行物，プリント），利用実績 ・メールによる相談・助言体制（それを周知する資料），自主ゼミなどの組織数や活動促進のための施策（教室利用許可制とその実績等）など

自主的学習環境（自主学习スペース，図書館等）及び厚生施設，コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され，効果的に利用されているか。

・各施設・設備の整備状況（部屋数，机，パソコンなどの台数など），利用計画，利用状況，利用内規，学生に対する利用案内及びその配付状況など

資格試験や検定試験受講，外国留学のための支援体制が整備され，機能しているか。

・講座などの開設状況・受講者数，支援室の整備や支援教員の配置状況と利用実績，留学実績など
--

特別な支援が必要な者（留学生や編入学生，社会人学生など）に対する学習支援体制が整備され，機能しているか。

・留学生指導教員やチューターの配置表など ・特別クラス，補習授業の開設・実施状況（受講者数）など ・障害を持つ学生に対する施設・設備の整備，支援体制（ノートテカー等）の配備状況
--

課外活動，学生会等の学生の組織的活動に対する支援体制が整備され，機能しているか。

・課外活動，学生会等の組織規程や活動内容の一覧表，運営金の交付など ・活動の実績を示す資料
--

7 - 2

学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。

学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

・学生相談室，保健室などの概要（設置規則，相談員，カウンセラーの配置など），各種ハラスメント等の相談取扱要項など ・奨学金，緊急時の貸付制度の概要（利用実績を含む）

特別な支援が必要な者（留学生，障害を持つ学生など）への生活面での支援が適切に行われているか。

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置一覧表など
- ・ 障害を持つ学生に対する施設・設備の整備，支援体制（ノートテーカー等）の配備状況

学生寮が学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

- ・ 学生寮運営委員会等の規程，組織図，寮の規則，寮内の学生自治組織の概要など

進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。

- ・ 進路指導委員会等の規程，組織図
- ・ 就職説明会など，進路指導の実施状況
- ・ 企業訪問の実施体制，回数など
- ・ 留学生や障害を持つ学生などに対し，そうした条件を考慮した進路指導が行われたことを示す資料等

基準 8 施設・設備

8 - 1

教育課程に対応して施設，設備が整備され，有効に活用されていること。

学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（校地，運動場，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館等さらには職業教育のための練習船等の設備等）が整備され，有効に活用されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 各施設・設備の整備状況（部屋数・面積，収容者数，開館時間，パソコンなどの数），利用状況（教室稼働率など）・ 整備計画，利用計画 |
|--|

教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ L A Nの整備状況（パソコン等接続状況），授業内外で学生の利用可能なパソコンの台数，利用規則，利用実績など |
|--|

8 - 2

図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

図書，学術雑誌，視聴覚資料等が適切に整備され，有効に活用されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 図書，学術雑誌，視聴覚資料等の内容・冊数等のデータ，利用実績など |
|--|

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1

教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。

教育の状況について，評価を適切に実施できる体制が整備され，機能しているか。

- ・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織等相互関連図，関係諸規程，議事録（活動記録）等）
- ・ 自己点検・評価報告書
- ・ 評価結果の教員等へのフィードバック状況

授業評価や満足度評価，学習環境評価等，学生の意見の聴取が行われており，学生による評価結果が教育の改善に反映されているか。

- ・ 学生による授業評価報告書
- ・ 学生個人あるいは学生会等の学生組織からの意見聴取状況
- ・ 評価結果の教員等へのフィードバック状況
- ・ 具体的改善方策の内容等（教育課程や授業方法改善例など）

評価結果を教育の質の向上，改善に結び付けられるようなシステムが整備され，教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織等相互関連図，関係諸規程，議事録（活動記録）等）
- ・ 具体的改善方策の内容等（教育課程や授業方法改善例など）

研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

- ・ 研究活動により得られた新しい知見等の教育内容・方法へのフィードバック状況
- ・ 具体的改善方策の内容等（教育課程や授業方法の改善例など）

9 - 2

教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

ファカルティ・ディベロップメントについて，組織として適切な方法で実施されているか。

- ・ 教育内容等の研究・研修（教員相互の授業見学などを含む）の内容・方法及び実施状況
- ・ 教員の参加状況

ファカルティ・ディベロップメントが，教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

- ・ 具体的改善方策の内容等（教育課程や授業方法改善例など）

基準 10 財務

10 - 1

学校の目的を達成するために，教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

学校の目的に沿った教育活動等を，将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な資産を有しているか。また，経常的収入が確保されているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・収入の確保等の状況（授業料，補助金，交付金，外部資金等）・貸借対照表，財産目録，予算書，決算書等の財務諸表 |
|---|

10 - 2

学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な収支に関する計画等が策定され，履行されていること。

学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な計画等が策定され，関係者に明示されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・財務にかかる中期計画及びその審議・策定，公表状況・学生の確保にかかる将来見通し，施設・設備にかかる整備計画などが示された資料 |
|--|

学校の目的を達成するため，教育活動（施設・設備の整備を含む）に対し，校内において明示された方針に基づいて適切な資源配分がなされているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・資源配分にかかる基本方針が示された資料・教育経費の配分の状況が分かる資料 |
|--|

基準 1 1 管理運営

11 - 1

学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

学校の目的を達成するために効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

・各種委員会等のシステム体制（組織等相互関連図，関係諸規程等を含む）

校長の補佐体制が整備され、機能しているか。

・副校長，校長補佐，補佐会議等の整備状況 ・業務分掌（教務・学生・寮務・図書館等）及び活動状況
--

管理運営のための組織並びに事務組織が学校の目的を達成するために適切な機能を果たしているか。

・管理運営組織の業務内容，人員配置状況 ・教学にかかる各種委員会等と管理運営組織の連携体制
--

管理運営の諸規定が整備されているか。

・関係諸規程及びその審議・整備状況

11 - 2

学校の目的を達成するために，外部有識者の意見が適切に学校運営に反映されていること。

外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

・外部有識者との懇談会，外部評価等の実施状況 ・評価結果のフィードバック状況 ・具体的改善方策の内容等

11 - 3

教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

自己点検・評価（や第三者評価）が教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備等の総合的な状況に対して適切に行われ，かつ，それらの評価結果が公表されているか。

・自己点検・評価の実施状況 ・自己点検・評価報告書 ・評価結果のホームページや刊行物等での公表状況

評価結果によって具体的な改善を行うシステムが整えられ，機能しているか。

・各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織等相互関連図，関係諸規程，議事録（活動記録）等を含む） ・評価結果の教員等へのフィードバック状況 ・具体的改善方策の内容等
--

(選択的評価事項)

基準 研究目的の達成状況

研究の目的を達成するため必要な体制が整備され、機能しており、研究目的に沿った活動の成果が上がっていること。

研究の目的に照らして、研究体制が適切に整備され、機能しているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学科・専攻・附属研究センター等の構成や教員等の配置・ 学科・専攻・附属研究センター等の連携や連絡調整体制及びその機能状況・ 研究支援組織（事務組織等）との連携体制及びその機能状況・ 共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況 |
|--|

研究の目的に沿った成果が上げられているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当部分・ 地域との連携・協力の実績・ 技術・製品等の創出あるいは改善の実績・ 特許の取得状況・ 研究成果についての新聞記事等 |
|---|

研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織等相互関連図、関係諸規程、議事録（活動記録）等）・ 外部有識者との懇談会、外部評価、自己点検・評価等の実施状況・ 外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当部分・ 具体的改善方策の内容等 |
|---|

(選択的評価事項)

基準 正規課程以外の教育サービスの状況

学校の目的に照らして、正規課程以外の教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程以外の教育サービスが計画的に実施されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・科目等履修生制度，聴講生制度，公開講座，資格関係講座，各種研修・セミナー等の企画・実施状況・施設・設備の開放状況 |
|--|

サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・科目等履修生数，聴講生数，公開講座，資格関係講座，各種研修・セミナー等の参加者数・施設・設備の利用実績・参加者・利用者アンケート・活動の成果を検証し，教育サービスの改善を図るための会議議事録等 |
|--|

高等専門学校機関別認証評価

(試行的評価)

自己評価書

自己評価書は、A 4 縦の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上に学校名を記入してください。

なお、作成に当たっては、機構が指定・配付する様式ファイル（一太郎版又はMS - Word 版）を使用してください。

平成 1 6 年 ○ 月

○○ 高等専門学校

参 考 イ メ ー ジ

高等専門学校機関別認証評価
(試行的評価)

自 己 評 価 書

平成 1 6 年 ○ 月
○○ 高等専門学校

○○ 高等専門学校

対象校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 対象校名	
(2) 所在地	
(3) 学科等構成	
.....	
.....	
(4) 学生数及び教員数	
.....	
.....	
.....	

- 1 -

○○ 高等専門学校

目的

○○ 高等専門学校の使命

1
2

教育目標等

1
2
.....
.....
.....

- 2 -

○○ 高等専門学校

基準ごとの自己評価

基準1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの自己評価
(観点にかかる状況)
(分析結果)
(根拠理由)

(2) 優れた点及び改善を要する点
(優れた点)
(改善を要する点)

-3-
- ○ -
- ○ -

○○ 高等専門学校

基準2 教育組織 (実施体制)

(1) 観点ごとの自己評価
(観点にかかる状況)
(分析結果)
(根拠理由)

(2) 優れた点及び改善を要する点
(優れた点)
(改善を要する点)

- ○ -
- ○ -
- ○ -

○○ 高等専門学校

(略)

- ○ -
- ○ -
- ○ -

○○ 高等専門学校

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価
(観点にかかる状況)
(分析結果)
(根拠理由)

(2) 優れた点及び改善を要する点
(優れた点)
(改善を要する点)

- ○ -
- ○ -
- ○ -

○○ 高等専門学校

選択的評価事項

基準 研究目的の達成状況

(1) 目的

(2) 観点ごとの自己評価
(観点にかかる状況)
(分析結果)
(根拠理由)

(3) 優れた点及び改善を要する点
(優れた点)
(改善を要する点)

- ○ -
- ○ -
- ○ -

○○ 高等専門学校

選択的評価事項

基準 正規課程以外の教育サービスの状況

(1) 目的

(2) 観点ごとの自己評価
(観点にかかる状況)
(分析結果)
(根拠理由)

(3) 優れた点及び改善を要する点
(優れた点)
(改善を要する点)

- ○ -
- ○ -
- ○ -

注) は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

対象校の現況及び特徴

1 現況

(1) 対象校名 〇〇高等専門学校

(2) 所在地 〇〇県〇〇市・・・・

(3) 学科等構成(専攻科課程がある場合には，
専攻の構成を含む)

〇〇学科

〇〇学科

(専攻科課程
〇〇専攻
〇〇専攻)

(4) 学生数及び教員数

学生数

〇〇名

教員数

〇〇名

2 特徴

本校は・・・・

注 1) 第 4 章の「1 対象校の現況及び特徴」により記述してください。

注 2) 2, 0 0 0 字(横 2 5 字×縦 4 0 行× 2 段) 以内で記述してください。なお，使用するフォントは明朝体 9 ポイントを基本とします。

注 3) 平成 1 6 年 5 月 1 日現在で記述してください。

目的

〇〇高等専門学校の使命

- 1
-
-
-
- 2
-
-
-

教育活動等の基本的な方針，教育目標等

- 1
-
-
-
- 2
-
-
-

（準学士課程・専攻科課程，又は，学科・専攻ごとの独自の目的） 1

-
-
-

（選択的評価事項に関する目的） 2

-
-

注1) 第4章の「2 目的」により記述してください。

注2) 4,000字(2ページ×横50字×縦40行)以内で記述してください。なお，使用するフォントは明朝体9ポイントを基本とします。

- 1) 準学士課程・専攻科課程，又は，学科・専攻ごとの独自の目的がある場合に記述してください。
- 2) 選択的評価事項の評価を申請する場合に，当該事項に対応する目的を記述してください。

基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1 - 1 - : 目的が具体的かつ明確に定められているか。 1

(観点にかかる状況)

「(データ名)」

裏付けとなるデータ等

(出典)

観点 1 - 1 - : 目的が学校教育法第 70 条の 2 に規定
 された, 高等専門学校一般に求められる
 目的から, はずれるものでないか。

(観点にかかる状況)

「(データ名)」

(出典)

観点 1 - 2 - : 目的が, 学校の構成員 (教職員及び学生) に周知されているか。 2

(観点にかかる状況)

「(データ名)」

(出典)

(分析結果) 相応である。

(根拠理由) (観点にかかる状況が, 目的を踏まえて, 「優れている」のか, 「相応である」
 のか, 「一部問題がある」のか, 「問題がある」のかを分析してください。)

(根拠理由) (上記分析をした根拠理由を記述してください。)

観点 1 - 2 - : 目的が, 社会に広く公表されているか。

(観点にかかる状況)

基準 5 以外で準学士課程・専攻科課程ごとの評価をする場合の記述方法

〇〇高等専門学校

基準 〇

(1) 観点ごとの自己評価

観点 〇 - 〇 - 〇 :

< 準学士課程 >

(観点にかかる状況)

(〇〇学科では ,) 1
 (学科では ,)

(分析結果) 相応である。 2

(根拠理由)

< 専攻科課程 >

(観点にかかる状況)

(□□専攻では ,) 1
 (××専攻では ,)

(分析結果) 相応である。 2

(根拠理由)

観点 〇 - 〇 - 〇 :

< 準学士課程 >

(観点にかかる状況)

.
 .
 .

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

.

(改善を要する点)

.

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

1) 必要に応じて , 学科 , 専攻ごとの状況を記述します。

2) 学科・専攻ごとではなく , 課程ごとに自己評価の結果を記述してください。

選択的評価事項の評価をする場合の記述方法

〇〇高等専門学校

選択的評価事項

基準・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 目的 1

・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 観点ごとの自己評価

観点〇 - 〇 : ・・・・・・・・

(観点にかかる状況) ・・・・・・・・
・・・・・・・・

(分析結果) 相応である。 2

(根拠理由) ・・・・・・・・

観点〇 - 〇 : ・・・・・・・・

(観点にかかる状況) ・・・・・・・・
・・・・・・・・

・
・
・

(3) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

・・・・・・・・

(改善を要する点)

・・・・・・・・

- 〇 -

- 〇 -

- 〇 -

1) 基準に照らした、各高等専門学校の「目的」の達成状況等を評価するため、各校における当該基準に関する「目的」を具体的かつ明確に記述してください。

2) 「優れている」、「相応である」、「一部問題がある」、「問題がある」の4段階で記述してください。

別紙 3

平成16年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）
の評価対象校一覧

【国立高等専門学校】

対象校	準学士課程	専攻科課程
宮城工業高等専門学校	機械工学科 電気工学科 建築学科 材料工学科 情報デザイン学科	生産システム工学専攻 建築・情報デザイン学専攻
仙台電波工業高等専門学校	情報通信工学科 電子工学科 電子制御工学科 情報工学科	電子システム工学専攻 情報システム工学専攻
富山商船高等専門学校	商船学科 電子制御工学科 情報工学科 国際流通学科	
徳山工業高等専門学校	機械電気工学科 情報電子工学科 土木建築工学科	機械制御工学専攻 情報電子工学専攻 環境建設工学専攻
久留米工業高等専門学校	機械工学科 電気電子工学科 制御情報工学科 生物応用化学科 材料工学科	機械・電気システム工学専攻 物質工学専攻

【公立高等専門学校】

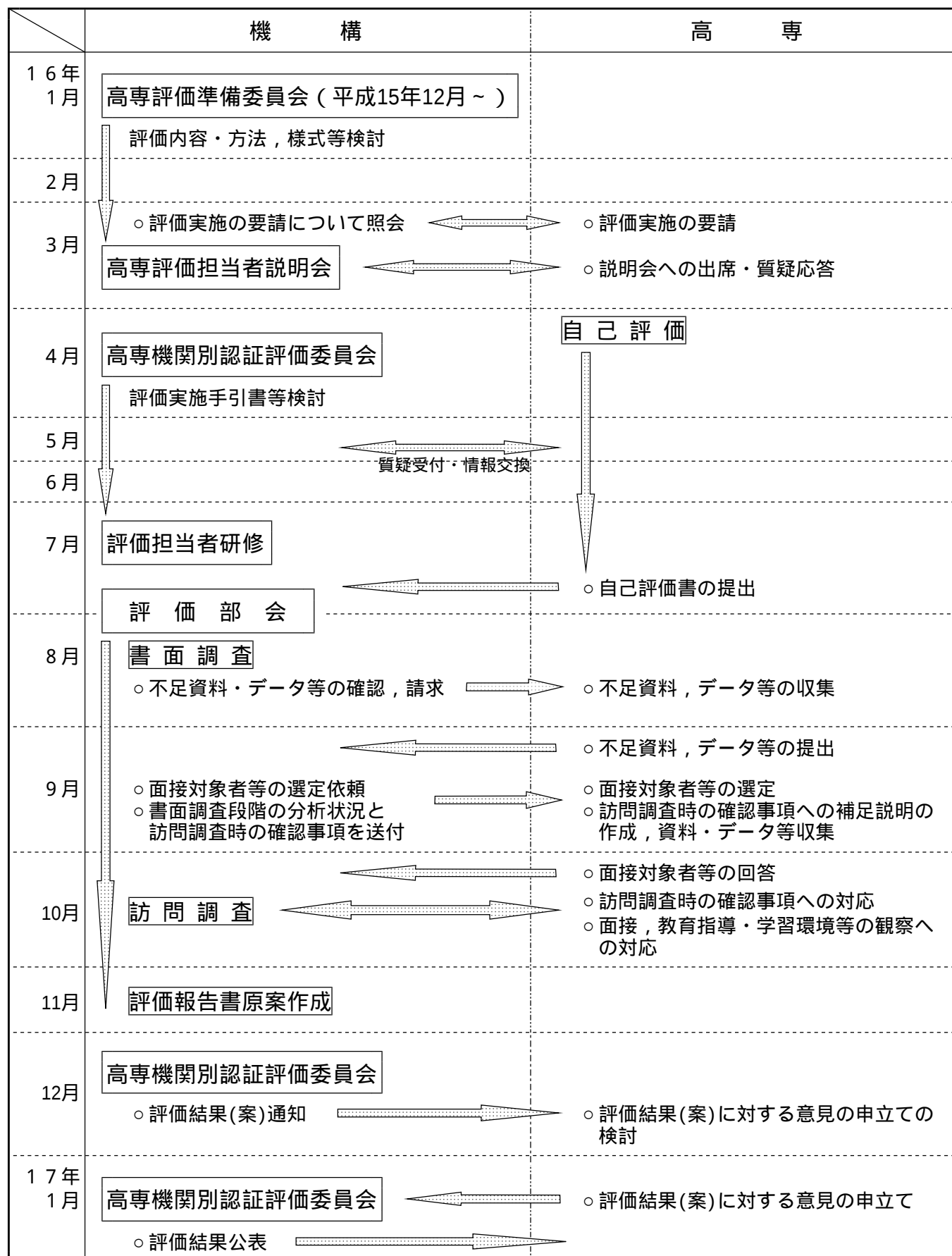
対象校	準学士課程	専攻科課程
東京都立航空工業高等専門学校	機械工学科 航空工学科 電子工学科	

【私立高等専門学校】

対象校	準学士課程	専攻科課程
金沢工業高等専門学校	機械工学科 電気情報工学科 国際コミュニケーション情報工学科	
近畿大学工業高等専門学校	機械システム工学科 電気情報工学科 建設システム工学科	

別紙 4

平成16年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）
のスケジュール



参考資料 1

評価報告書イメージ
(高等専門学校機関別認証評価)

機関別認証評価（試行的評価）

評価報告書

〇〇高等専門学校

平成 年 月
大学評価・学位授与機構

〇〇高等専門学校

認証評価結果
大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校機関別
認証評価基準を満たしている。（満たしていない。）

基準ごとの評価結果
基準 1 高等専門学校の目的・基準を満たしている。
（以下、基準 2～11 についても同様に評価結果を記述
する。）

・
・
・
・

-1-

〇〇高等専門学校

対象校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1)対象校名	
.....	
(2)所在地	
.....	
(3)学科等構成	
.....	
(4)学生数及び教員数	
.....	

-2-

〇〇高等専門学校

目的

〇〇高等専門学校の使命

1
2

教育目標等

1
2
・
・
・

-3-

〇〇高等専門学校

基準ごとの評価結果の内容

基準 1 高等専門学校の目的
【評価結果】
・基準 1 を満たしている。（満たしていない）
.....
.....
.....
優れた点及び改善を要する点
.....
.....
.....

-4-

〇〇高等専門学校

基準 2 教育組織（実施体制）
【評価結果】
・基準 2 を満たしている。（満たしていない）
.....
.....
優れた点及び改善を要する点
.....
.....
（以下、基準 3～11 についても同様に評価結果を記述
する。）

-5-

〇〇高等専門学校

選択的評価事項にかかる評価結果

基準 研究目的の達成状況
【評価結果】
・（目的の達成の程度を示す記述）
.....
.....
.....
優れた点及び改善を要する点
.....
.....
（高等から選択的評価事項に申請があった場合に、評価
を行い、結果を記述する。）

- 〇 -

〇〇高等専門学校

意見の申立て

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

- 〇 -

注 1) 〇〇 は、対象校から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。
注 2) 本評価報告書様式は検討中のものであり、今後変更が生じる可能性があります。

高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）実施大綱

評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて行う高等専門学校の教育研究等の総合的状况に関する評価（以下「機関別認証評価」という。）は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的としています。

機関別認証評価に関して、機構が各高等専門学校の「目的」を踏まえた評価が行えるよう配慮しつつ定める高等専門学校評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育活動等の質を保証すること。

評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること。

高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、高等専門学校が公共的な機関として設置され、教育研究水準の向上を目指して運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

この機関別評価を実施するためには、機構におけるこれまでの大学評価のノウハウを生かしますが、必ずしも生かすことができない部分もあると思われることから、本格的な評価に先立ち、試行的評価を実施します。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて試行的評価を実施します。

（１）評価基準に基づく評価

この評価においては、機構の設定する評価基準に基づき、各高等専門学校の教育活動等や管理運営及び財務の総合的状况について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行います。

（２）各高等専門学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、評価基準に基づいて行われますが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて行います。このため、基準の設定においても、各高等専門学校の「目的」を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、各高等専門学校の使

命，教育活動等を実施する上での基本方針，教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容などをいいます。

（３）自己評価に基づく評価

評価は，教育活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため，透明性と公平性を確保しつつ，実効あるものとして実現していくためには，機構の示す評価の枠組みに基づき，高等専門学校が自ら評価を行うことが重要です。

評価は，高等専門学校が行う自己評価の結果（高等専門学校の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。）を分析し，その結果を踏まえて行います。

なお，機構では，評価の対象となる高等専門学校の自己評価担当者に対し，機構の行う機関別認証評価の仕組み，方法や自己評価書の記載などについて説明を行うなど，評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

（４）ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の教育活動等を適切に評価するため，高等専門学校の教員及びそれ以外のものであって高等専門学校の教育活動等に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を行います。

（５）透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに，評価結果を広く社会に公表することにより，透明性の高い開かれた評価とします。また，開放的で進化する評価を目指し，評価の経験や評価を行った高等専門学校の意見を踏まえつつ，常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

（１）評価の実施体制

評価を実施するに当たっては，国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会という。」）の下に，具体的な評価を行うため，評価実施校の状況に応じた評価部会を編成します。ただし，評価実施校に関係する評価担当者は，当該評価部会には配置しません。

評価委員会の委員を含めた評価担当者は，国・公・私立高等専門学校等の関係団体，学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め，その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

（２）評価担当者に対する研修

機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには，客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため，評価担当者が共通理解のもとで公正，適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう，評価の目的，内容及び方法等に

ついて十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

評価の実施方法等

(1) 評価基準の内容

評価基準は、高等専門学校教育活動を多面的に評価するために、複数の基準で構成し、評価事項ごとに、機構として、各高等専門学校において満たすことが必要と考える内容が規定されています。

また、各基準を満たしているかどうかを判断するための基本的な観点を示しています。

評価基準には、全ての高等専門学校を対象とする評価事項の他、希望に応じて評価を実施する評価事項を設けています。具体的には、「研究目的の達成状況」及び「正規課程以外の教育サービスの状況」について、選択的評価事項としています。

基準の多くが、内容をいくつかに分けて規定されています。また、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、高等専門学校の目的に即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。なお、各高等専門学校が実際の自己評価を行うにあたっては、別に定める「自己評価実施要項」に従って実施することとなります。

高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点到にしたがって、高等専門学校全体として、また、必要に応じて準学士課程・専攻科課程ごとに、高等専門学校の教育活動等の状況を分析し、記述します。各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点到に加えて、高等専門学校の目的に即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点到についての状況を分析し、記述することができます。

また、各高等専門学校の優れた点、改善すべき点などを整理し、記述します。

機構における評価

- () 基準ごとに、自己評価を踏まえ、その基準を満たしているかどうかの判定を行い、理由を明らかにします。なお、必要に応じて準学士課程・専攻科課程ごとに分析・整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらに即して基本的な観点の設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析の状況及び高等専門学校が独自に設定した観点の分析の状況を総合して、各評価事項における当該基準全体を単位として行うものです。

- () 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。
- () 高等専門学校全体として、全ての基準（選択的評価事項を除く。）を満たしている場合に、機関としての高等専門学校が当機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、高等専門学校全体として評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各高等専門学校が作成する自己評価書（自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価においては、評価の結果が高等専門学校における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判定に対する意見申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

評価のスケジュール

平成16年3月

機構による説明会の実施

4月

自己評価担当者等に対する研修の実施

4月～7月末

高等専門学校における自己評価の実施

8月～12月下旬

機構における評価の実施

12月末

評価結果案の通知

1月

意見の申立ての手續

1月下旬

評価結果の確定

評価担当者に対する研修

- 試行的評価の仕組み，方法などを説明します。

- 高等専門学校の自己評価担当者等に対して，自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

- 機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い，機構に自己評価書を7月末に提出します。

- 機構では，十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において，高等専門学校から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を行い，評価結果案を作成します。
- 評価結果案は，高等専門学校機関別認証評価委員会において，評価結果として取りまとめられます。

- 機構は，評価結果を確定する前に対象校に通知します。

- 対象校は，機構から通知された評価結果に対して意見がある場合，申立てを行います。

- 機構は，評価結果に対する意見の申立てがあった場合には，高等専門学校機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定します。
- 確定した評価結果は，評価報告書としてまとめた上，高等専門学校及びその設置者へ提供します。

評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は，評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は，対象校ごとに，対象校及びその設置者に提供します。

情報公開

機構に対し，評価に関する行政文書の開示請求があった場合は，「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下，「情報公開法」という。)により，個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや，法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き，原則として開示します。

ただし，高等専門学校から提出され，機構が保有することとなった行政文書については，情報公開法に基づき当該高等専門学校と協議します。

その他

機構は，試行的評価を受けた高等専門学校や評価担当者，その他関係者の意見を踏まえ，本大綱や評価基準などの見直しを行った上で，文部科学大臣へ高等専門学校の評価に係る認証評価機関としての申請をします。